

意見書

令和 5 年 1 月 16 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会 部会長 宛て

郵便番号 104-0031

(ふりがな) とうきょうとちゅうおうくきょうば
し 1-12-5 きょうばしわいえすびる 4F

住所 東京都中央区京橋 1-12-5 京橋YSビル 4F

(ふりがな) いっぱんしゃだんほうじん にほん
けーぶるてれびれんめい りじちょう わたな
べかつや

氏名 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
理事長 渡辺 克也

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

| 該当箇所 | | 御意見 |
|-------|--|---|
| 該当ページ | 該当する記載 | |
| P12 | <p>2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲 (1)FTTH 及び CATV(HFC 方式)以外に想定される役務について (ウ)考え方</p> <p>こうした点を踏まえると、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)の提供については、FTTH 及び CATV(HFC 方式)と一定程度同等の通信品質が確保可能であることから、二号基礎的役務に含めることが適当である。</p> <p>なお、この場合において、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)は、FTTH 及び CATV(HFC 方式)と一定程度同等の品質が確保可能であると考えられることから、FTTH 及び CATV(HFC 方式)と異なる技術基準等を設ける必要はないと考えられる。</p> | <p>ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)を二号基礎的役務に含めること、FTTH 及び CATV(HFC 方式)の場合と異なる技術基準等を設ける必要は無いことに賛同します。<u>ユニバーサルサービス基金の肥大化を避ける観点や、5Gなどの技術的進展が見込まれることから、有線ブロードバンドと同等の品質であるワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)については、より積極的な活用がなされるべきと考えます。</u></p> <p>CATV 業界においては、一部の事業が不採算地域の通信手段として、地域 BWA を活用している事例があります。また、ローカル5G についても積極的に進めており、実証事業に止まらず、商用の FWA サービスを開始した事業者もある状況です。</p> |
| P30 | <p>3. 事業規律の在り方 (2)技術基準について (ウ)考え方</p> <p>速度基準については、高速なデータ通信が可能な光ファイバを通信区間の大半に敷設して提供される FTTH 及び CATV(HFC 方式)を念頭に置いた場合は、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の安定的な利用が可能と考えられる水準として、下り 30Mbps を基準として名目速度を設定することが適当である。</p> <p>また、技術的に、上りの通信速度の確保が難しい CATV(HFC 方式)については、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の安定的な利用が可能と考えられる通信速度を確保する観点から、ITU 規</p> | <p>本答申(案)では、速度基準について、下り 30Mbps を基準として名目速度を設定すること、CATV(HFC 方式)については DOCSIS3.0 以降の規格を採用としています。</p> <p><u>上記の速度基準は妥当と考えますが、一方で、DOCSIS3.0 より以前のバージョンの DOCSIS を使用している地域も少なからず存在しています(会員事業者のアンケート調査では約 10 万世帯(161 社より回答))。</u></p> <p>このため、そのような地域を持つ CATV 事業者に対しては、<u>設備更改などの際に、技術基準に基づいて FTTH や DOCSIS3.0 以降の HFC へ移行することを推奨します。</u></p> |

| | | |
|-----|--|--|
| | <p>格(DOCSIS)に準拠することを要件とし、具体的には、DOCSIS3.0以降の規格を採用していることを求めることにより、上りの名目速度一定程度担保することが適当である。</p> | |
| P40 | <p>4. 一般支援区域及び特別支援区域の指定の在り方</p> <p>(3)第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告(町字単位での報告)の手続きについて</p> <p>(ウ)考え方</p> <p>総務省が支援区域を指定するためには、町字単位で、二号基礎的役務を提供している回線設置事業者以下の地域を把握する必要があることから、電気通信事業法第166条第1項に基づき、当該回線設置事業者を対象として、町字単位で提供区域の報告を求めることが適当である。</p> <p>この際、年度ごとに交付金の額が算定されことを踏まえると、年度ごとに年度末時点の二号基礎的役務の提供を報告させることが適当である。</p> | <p>町字単位の報告について、二号基礎的役務を提供している回線設置事業者が1者以下の地域を把握するために必要であることは理解しています。</p> <p>しかしながら、年度毎に町字単位で世帯カバー率を全国一律に報告することは、事業者に過大な負担が生じる場合があると思われれます。弊連盟でCATV事業者の実態調査を行ったところ、町字単位の世帯カバー率を算出するのに2か月以上を要した事業者が複数存在しました。PC等を用いて運用可能な補助ツールを提供いただくことで、事業者の負担が一定程度軽減されることを期待します。</p> <p>ただし、町字単位での報告が1者以下の地域を把握するためであることを考えると、事業者負担の軽減のためには、<u>明らかに競合地域であると認められる都市部などのエリアについては、その町字単位の報告を将来的には不要とする等の配慮を併せて検討いただくことを要望します。</u></p> |
| P49 | <p>6. 第二種交付金の在り方</p> <p>(1)支援区域の指定要件(①モデル上の赤字地域及び大幅な赤字地域)について</p> <p>(ウ)考え方</p> <p>ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金の費用算定に当たっては、事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準モデルを用いることが適当である。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる。</p> | <p>第二号電気通信役務のFTTH、HFC方式、及びワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)においては、それぞれの方式でシステムが異なり、維持・運用等の費用にも相応の差異があると考えます。</p> <p>このため、「4. 一般支援区域及び特別支援区域の指定の在り方」における支援区域の指定では、算定に用いる「標準モデル」がFTTHを前提とするとしても、<u>第二種交付金の算定に用いる「標準モデル」では、それぞれの方式に適したコストを算定するモデルを採用することを要望します。</u></p> |
| P51 | <p>6. 第二種交付金の在り方</p> <p>(2)第二種交付金の算定について</p> <p>(ウ)考え方</p> | <p>民間譲渡後の維持費の負担を懸念して移行を躊躇しているCATV事業者の事例があり、特別支援区域の指定を受けて交付金の対象となれば移行を検討する事業者が一定数存在しま</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>特別支援区域について、支援区域の指定時点で既設備の回線設備については、二号基礎的役務を提供する事業者が自らの経営判断によって二号基礎的役務の提供が確保できる場合は、支援対象とする必要がないと考えられる。</p> <p>図表 6-3 支援区域ごとの支援対象設備の範囲</p> | <p>す。</p> <p>一方、特別支援区域において、回線設備が民設民営へ移行した時期が「支援区域指定後」に限定しているため、民間譲渡の時期により支援の対象とならない場合や、その支援区域の指定を待つことで民間譲渡が遅れる可能性があると考えます。</p> <p>このため、本制度の施行の局面において、初回の施行の時期以降、あるいは、2023 年度以降に民設民営へ移行した回線設備も対象とする等の措置を要望します。</p> |
|--|---|--|

注：適宜欄を追加して御回答ください。